

「山形市上下水道事業基本計画 NEXT ビジョン 2023」(案) に対するパブリック・コメントの実施結果について

「山形市上下水道事業基本計画 NEXT ビジョン 2023」(案) に対し、貴重なご意見をお寄せいただきまして誠にありがとうございました。ご意見に対する市の考えをまとめましたので、公表します。なお、お寄せいただきましたご意見については、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約しておりますことをご了承ください。

1 パブリック・コメントの実施概要と結果

(1) 実施案件名 山形市上下水道事業基本計画 NEXT ビジョン 2023

(2) 実施期間 令和4年11月15日から令和4年12月15日まで

(3) 実施結果

提出方法	人・団体数	件数
ホームページ	1人	1件
郵送	1人	8件
電子メール	0	0
ファックス	0	0
持参	0	0
合計	2人	9件

(4) 意見内容

意見内容	件数
①施設廃止について	2件
②官民連携について	1件
③給水量減少の抑制について	4件
④水道メーターについて	2件

(5) ご意見への市の考え方と対応状況

計画(案)のとおりとするもの	7件
計画(案)を見直すもの	2件

2 ご意見に対する市の考え方と対応について

	ご意見	市の考え	対応
施設廃止について	<p>施設の廃止は、減価償却が済んでからということですが、減価償却が済んでも、廃止にあたっては残存価格と施設解体に要する費用を固定資産除却費として計上する必要があるかと思えます。施設の解体は、令和15年度以降の計画になるのかとは考えますが、固定資産台帳上の固定資産除却費は、今回の計画で公表しても差し支えないと考えます。</p>	<p>本計画において、施設の廃止については、廃止の方針を定めた後、施設の再利用等の活用方法が考えられることから、本計画で固定資産除却費を公表することは考えておりません。</p> <p>なお、将来の固定資産除却費につきましては、施設計画を策定したのちに、財政計画を見直しのうえ公表したいと考えております。</p>	原案のとおり
	<p>有識者や近隣住民を含む「廃止施設の有効活用検討委員会」的なものを、今回の計画期間内に立ち上げて、議論しておくべきかとも考えます。</p>	<p>施設を廃止した場合の跡地利用については、ご意見を参考にさせていただきながら、官民連携の可能性も含めて幅広く検討する必要があると考えております。</p>	原案のとおり
官民連携について	<p>人口減少で運営が厳しいのは承知していますが、命のライフラインの水を民間に委託するのを止め、ほかを削ってでも水は全て公営にすべきと考えます。</p>	<p>水道事業は、市民生活に必要不可欠なライフラインであり、市民の皆さまに最も身近で重要な役割を担っている事業であります。このため、水道事業の運営権を民間事業者に委ねる、いわゆるコンセッション方式は考えておりません。</p>	官民連携手法の種類について説明文を記載。
給水量減少の抑制について	<p>給水区域内において、水質悪化や水量の問題で、上水道を利用したいのに本管から遠くて諦めている地域において、使用する世帯数や水量が条件を満たした場合の給水管布設や、給水管が輻輳している場所に新たな給水管を布設する場合、既存の給水管を1本にまとめる輻輳管解消工事を行う場合、布設した給水管を市が寄付受け入れすることを条件に、工事費用の補助を行っては如何でしょうか。</p>	<p>水道利用者の資産である給水管におきまして、布設または改良工事を実施する場合の補助についての意見でございますが、現在、山形市では、給水区域内の、前面道路の公道に配水管が整備されていない場所において、開発予定地の現在の土地利用状況や将来の水需要見込み等を勘案の上、配水管整備を行っております。</p> <p>また、公道上の給水管が輻輳している箇所については、漏水発生リスクが高い箇所を優先的に、市民の皆さまの同意を得た上で、山形市が配水管への入れ替え工事を行っております。</p>	原案のとおり

給水量減少の抑制について	<p>配水管は目の前まで来ているのに宅地内に引き込んでいない世帯には、水道通水 100 周年記念事業として、期間限定で加入金を全額免除できないでしょうか。また、上水道と自家水を併用している世帯が、自家水を上回って上水道を使用した場合の 20 m³/月の従量料金の一部を割り引くなども期間限定でできればと考えます。</p>	<p>加入金は、水道法第 14 条第 1 項に規定されている「その他の供給条件」に基づき、水道に係る様々な設備投資を新たに加入する利用者やメーターを増口径する利用者から負担していただくものです。ご意見の期間限定での加入金免除につきましては、新旧利用者間における負担の公平性確保の観点から実現は難しいと考えております。また、上水道と自家水を併用している特定の利用者に対して割引などの優遇におきましても、前述と同様に公平性確保の観点から実現は難しいと考えております。</p>	原案のとおり
	<p>大口需要者、特に病院等は災害時に備えるという理由で自家水を併用しているかと思いますが、病院等への給水については、災害に備えて耐震管を埋設し、通水ルート最適化を図るなど、水道事業者は多くの投資をしているわけで、相応に上水道を利用させていただきたいというのが本音だと考えます。そこで、病院に加え商業施設等の入ったビルや工場などの大口需要者に対し、責任水量的なものを設定できないものでしょうか。逓増料金制は維持したまま、責任水量を超えて上水道を利用した場合の従量料金の一部を割り引いて利用を促すというものです。</p>	<p>ご意見のとおり、病院等の事業所への給水については、災害時にも安定的に水道水を供給するため、必要量に応じた口径の耐震管を埋設しておりますが、自家水を使用している事業所からは、設備投資相応の水道水の利用がなされていない箇所もございます。</p> <p>ご意見を踏まえまして、水道利用者が、将来にわたり安定した水道を安心して利用できることを前提としつつ、上下水道部の設備投資に見合った水需要の確保等の調査・研究を行って参りたいと考えております。</p>	原案のとおり
給水量減少の抑制について	<p>現在採用されている逓増料金制は、最大需要に合わせた施設を建設する必要があったことから、使用量の多い需要者からより多くの水道料金を徴収するために採用されたと聞いておりますが、必要な水であれば安定してふんだんに使っていただきたい時代であることから、今回の計画期間に、逓増制の見直しについて調査、研究を始めては如何でしょうか。逓増の最高段階の従量料金の水量を減量するなどの施策を考えていただければと考えます。</p>	<p>山形市の水道料金における従量料金は、水道使用量 1 m³当り 38 円から、使用量に応じて 221 円までの設定としております。特に、ひと月あたり 2,000 m³を超えて使用する大口利用者にとっては、大都市の水道料金と比較すると、非常に安価に水道を利用できる料金体系となっております。</p> <p>今後は、ご意見を踏まえ、従量料金の金額や水量区分について、さらに調査・研究を深めて参りたいと考えております。</p>	原案のとおり

<p>水道メーターについて</p>	<p>スマートメーターがどのようなものなのかがわかりません。具体的にその有効性を記載していただけると嬉しいです。</p>	<p>スマートメーターは、一般的に、遠隔での検針が可能となり、業務の効率化や人件費の削減に効果が期待できます。また、将来的な付加価値要素として、使用水量の可視化や漏水検知、電力・ガスと連携した共同検針などが考えられます。一方で、積雪時や山間部での検針が可能かなど、山形市としての有効性を確認する必要があると考えております。これらを踏まえ、山形市では、令和5年度以降、スマートメーターの実証試験を行うこととしております。</p>	<p>スマートメーターの有効性について説明文を記載。</p>
	<p>水道料金算定の基礎となるメーターを、マンションの住民に負担させていること自体が誤っていると考えます。</p> <p>遅感水量を少なくし有収水量を増やすため、また、何らかの障害による作業遅延を想定して、上下水道部では8年の検満を待たずに早めに交換しているとすれば、マンションに対しても早期交換を促すため、少なくともメーターの価格相当額を上下水道部で負担する、もしくは現物支給するなどしてマンション住民の負担を軽減すべきと考えますが如何でしょうか。集中検針盤は勿論マンション持ちですが、個別メーターは上下水道部が貸与すべきと考えます。</p>	<p>マンション等の高階層住宅においては、水道水の適正水圧を確保するため、受水槽やポンプ施設が必要となります。この場合には、マンション管理者等が、各戸の水道料金を算定する際に、個別（私設）メーターの活用や、各戸一律の水道料金とする方法を決定しております。</p> <p>このため、マンション等における使用水量の管理方法については、建物や設備等の基準に基づき、マンション管理者等の判断によるものとしていることから、個別（私設）メーターの貸与や負担等は考えておりません。</p>	<p>原案のとおり</p>

山形市上下水道部経営企画課計画調整係
TEL : 023-645-1177 (内線 214)